

ニカラグア共和国 (Republic of Nicaragua)

通信

I 監督機関等

電気通信郵便機構 (TELCOR)

Tel. : +505 2222 7350

URL : <http://www.telcor.gob.ni/>

所在地 : Edif. TELCOR, Avda Bolívar diagonal a Cancillería, Apdo2264,
Nanagua, NICARAGUA

幹部 : Orlando Castillo (長官 / Executive Director)

所掌事務

1982年に電気通信分野の独立規制機関として設立され、主として通信事業免許料及び周波数利用料を財源として運営される。主な所掌事務は、通信事業免許付与、通信事業免許付与、相互接続管理、料金規制、ユニバーサル・サービス管理、周波数等希少資源の管理などである。

II 法令

1995年法第200号 (Law No.200, 1995)

通称「ニカラグア電気通信郵便法」。通信・放送分野の基本法令として、事業者への免許付与、相互接続、料金規制等に関する原則を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

「ニカラグア電気通信郵便法」は、通信事業者への免許付与形式を以下の3種に分類している。

- ① 「公的サービス」: 基幹通信網を有し、住民すべての利用を前提として、料金及びサービス提供条件で TELCOR の規制を受けるもの。基本通信サービスの推進と規制は、「憲法」第105条で政府の国民に対する義務とされており、ここに属するサービス事業者への免許付与は、政府と当該の事業者の期間契約と位置付けられる。2013年末現在の免許取得事業者は2社である。
- ② 「公益サービス」: 移動体通信、データ通信、付加価値サービス等で、加入者との自由契約に基づいて提供されるが、不特定多数の住民の便益を考慮

して基本的な料金設定等は TELCOR が規定するもの。TELCOR がサービス別に規定する条件に従い、個別免許 (licence) の取得が要される。うち移動体通信サービスについては、免許事業者の決定は入札により行われる。外資の上限は会社資本の 49% である。また、取得した免許の他社への譲渡は禁じられている。2013 年末現在の主な免許取得事業者は、移動電話：2、データ通信：20、インターネット接続：36 である。

- ③ 「個別サービス」：特定の目的を持つ加入者の利便のため、自由に提供されるサービスで、無線呼出、無線中継、衛星地球局運用等が含まれる。サービスの提供に際しては、TELCOR への事業開始前の通知及び監査を経た上での登録が必要とされている。

なお、公益及び個別サービスで、周波数を利用する設備の設置に際しては、事前に TELCOR に申請、対応周波数の割当てを受けることが要される。

2 競争促進政策

(1) 相互接続

免許事業者は互いの要求に応じて相互接続を提供する義務を有する。接続条件は相互の交渉により決定されるが、契約は交渉開始から 90 日以内に締結することとされている。TELCOR は個々の相互接続契約の監査を行い、競争促進の原則に従って料金調整を実施する。

(2) 料金規制

公的サービス及び移動体通信サービスについては、TELCOR が料金規制を行い、個々のサービス料金については TELCOR の認可を得ることが要される。その他の公益サービスについても、消費者にとって妥当かつ非差別的な料金設定を行うことが義務付けられている。

3 情報通信基盤整備政策

ユニバーサル・サービス

2006 年にルーラル地域への基本通信サービス提供のための Fondo de Inversion de Telecomunicaciones (FITEL) が設立され、公的サービス事業者がユニバーサル・サービス事業を実施することとされている。基金の管理は TELCOR が行い、すべての通信事業者が年収のうち一定額を基金に拠出することとされている。ほかに事業免許料収入からの拠出が基金の財源の 20% を占めている。

4 ICT 政策

2006 年から、世界銀行の支援の下でルーラル地域への通信サービス普及プログラムが進められている。2012 年 6 月には、世界銀行から政府に対し、指定 5 地域の約 20 万の住民に対する通信基盤提供のため、500 万 USD の貸付が行われた。2014 年 8 月、TELCOR は指定地域で 600 の公衆電話、37 の携帯基地局、200 の

インターネット接続可能なテレセンターの設置が確認できたとしている。

5 消費者保護政策

公的サービス及び移動体通信サービスを提供する事業者には、消費者苦情センターの設置が義務付けられている。消費者はサービス条件についてセンターの回答に不服の場合、TELCORに提訴、その裁定を仰ぐことが可能である。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

無線機器の基準認証は、「ニカラグア電気通信郵便法」第38条により、TELCORが、電気通信ネットワークとの接続を確保するため、通信設備の仕様を策定し、通信設備が基準に合致していることの認証を行うとされている。

V 事業の現状

1 固定電話

2005年に市場が自由化されたが、PSTN回線は旧国営事業者のClaro Nicaraguaがほぼ独占している。回線の都市集中が激しく、人口の43%が居住するルーラル地域では、回線普及率が1%に満たない。IP電話の提供は自由であり、数社のISPがサービスを提供、2014年末の推定加入者数は9,000である。このほか、移動体通信事業者で、スペインを本拠とするテレフォニカ子会社のTelefonia Cellular Nicaragua（ブランド名Movistar）が、FWAを用いた法人向けサービスを実施している。

2 移動体通信

Claro NicaraguaとMovistarが2G及び3Gサービスを提供しており、市場シェアは2015年6月現在、53.4%と46.6%である。このほか、中国資本のXinwei Nicaraguaが移動電話免許を有し、TD-SCDMA方式でのサービスを計画しているが、2015年にはまだ商用サービスは実施されていない。

2012年に移動電話の普及率が100%を超え、うち80%強がプリペイド・サービスを利用している。2008年後半に開始された3Gサービス加入の伸びは遅く、2015年6月現在で57万5,000にとどまっている。スマートフォンについては、サムスンのGalaxyシリーズ、ソニーのXperiaシリーズ、iPhone、Blackberry等が導入されている。

3 インターネット

2015年6月現在、固定インターネットの世帯普及率は17%である。Claro NicaraguaがADSLとケーブルの双方で最大通信速度10Mbpsまでのサービスを提供、市場シェアは62.3%である。同社は約90チャンネルのテレビ視聴やIP電話とのバンドルサービスも実施している。その他、Yota de Nicaragua (WiMAX)、

IBW（ケーブル、WiMAX、FTTx）、Tigo Business Nicaragua（DSL）を合わせた4社で市場シェアの約97%を得ている。技術別のシェアは、ケーブル：43.4%、DSL：32.3%、FTTx：1%、WiMAX：21%、その他：2.3%である。

移動体通信事業者2社は、ともにモバイル・ブロードバンド・サービスを提供しており、2014年の普及率はまだ13.6%である。

VI 運営体

Claro Nicaragua

Tel. : +505 2277 3057

URL : <http://www.claro.com.ni/>

幹部 : Roberto Sansón（社長／General Manager）

概要

1925年に国営事業者 Enitel として設立されたが、2002年から2009年にかけてメキシコ資本のアメリカ・モバイル（America Movil）の継続的な買収活動により、2015年6月現在、株式の99.6%をアメリカ・モバイルが所有している。公的サービス免許事業者として、固定電話回線を独占的に運用するほか、移動電話でも市場シェア50%以上を維持し続けている。

放送

I 監督機関等

電気通信郵便機構（TELCOR）

（通信／Iの項参照）

所掌事務

放送分野においては、放送無線局監理と有料放送サービス規制等を所掌している。

II 法令

1995年法第200号（Law No.200, 1995）

放送分野については、無線放送での放送局運用基準と有料放送への個別免許付与条件を規定している。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

テレビ及びラジオサービス事業の運営については、通信の「公益サービス」に分類され、TELCOR の付与する個別免許の取得が必要とされる。有料サービスについても同様であるが、有料放送事業については、サービス地域における独占は認められないとされている。

2 公共放送政策

ラジオでは Radio Nicaragua、テレビでは Canal 6 が国営事業者であるが、国からの直接の助成金あるいは受信料制度はなく、政府系広告からの収入を主な財源としている。

3 地上デジタル放送

2015 年 8 月、地上デジタル放送規格として、ISDB-T 方式が採用され、総務省と TELCOR の間で、地上デジタル推進に関する覚書が交わされた。

Ⅳ 事業の現状

1 ラジオ

19 の AM 放送局と 100 を超える FM 放送局がサービスを提供しており、首都を中心に放送活動を実施している。地方には市民団体が運営するコミュニティラジオ局のネットワークがあり、住民向けの教育放送を実施している。

2 テレビ

UHF 帯で 7 局、VHF 帯で 4 局がサービスを提供しているが、UHF 帯での放送カバー地域は首都周辺に限られている。番組制作部門を有する事業者はなく、ニュース以外の番組は大半が外国番組の輸入による。最大の視聴者シェアを有するのはメキシコ資本の Canal 10 である。

3 衛星放送

衛星放送視聴世帯は 2014 年には約 23 万 4,000、普及率は 16% 程度である。主な有料放送事業者には Claro TV、ルクセンブルクを本拠とする多国籍通信事業者 MIC が運営する Tigo TV、Sky Mexico 傘下の Sky 等があるが、加入者数はそれぞれ数万にとどまっている。

4 ケーブルテレビ

30 余りの事業者が地方都市を中心にサービスを提供しており、加入世帯は 2014 年に約 87 万、普及率は 32% 程度である。全国で 77 チャンネルを配信している Claro TV が最大の事業者である。

V 運営体

Canal 10

URL : <http://www.canal10.com.ni/>

概要

1997年に放送を開始。メキシコ系の多国籍放送事業者 Albavisión の傘下で、テレビ 1 系統、ラジオ 9 系統を所有している。地上テレビでは全国で 1 日 18 時間の無料放送を実施し、低所得者層を中心に国内最大の視聴シェアを得ている。

電波

I 監督機関等

電気通信郵便機構 (TELCOR)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

「ニカラグア電気通信郵便法」第 5 条に基づき、TELCOR は、無線周波数の監理と規制を行い、周波数の分配、送信機及び送信局の設置及び運用の免許認可の権限を有するとされている。また、同法第 7 条により、通信網及び通信設備は、TELCOR の定める技術標準に適合しなければならない。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「ニカラグア電気通信郵便法」第 4 条は、無線周波数は、国家の制御による公共の財産と定義しており、同法第 5 号は、TELCOR が無線周波数の監理と規制を行うと規定し、周波数の分配、送信機及び送信局の設置及び運用の免許認可の権限を有するとしている。

2 無線局免許制度

「ニカラグア電気通信郵便法」第 20 条によれば、周波数の割当てが必要な設備の設置には、事前に TELCOR の認可が必要とされる。また、低出力で他の通信設備に有害な干渉を与えない無線通信設備に対しては、免許不要である。

移動電話事業の場合、周波数の割当てが必要であり、同法第 17 条により移動電話事業の免許は競争入札により認可される。

同法第 32 条によれば、周波数割当てを含む免許の許可、認可に関する権利を売買したり、抵当としたり、譲渡したりしてはならない。

3 電波利用料制度

「ニカラグア電気通信郵便法」第 70 条により、無線周波数を使用する利権、免許、許可、認可を受けているものは、無線周波数利用に関して、送信電力、周波数帯域幅、サービス領域に応じて計算された年間料金を支払うこととされている。

4 電波の安全性に関する基準

TELCOR は、電磁界曝露にかかわる規制値について、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の値等を参考として、検討を行っている。

Ⅲ 周波数分配状況

TELCOR は、周波数分配表を策定している。最新版は以下のとおり。

http://www.telcor.gob.ni/Desplegar.asp?PAG_ID=19

具体的な分配表は、以下の URL で検索可能。

<http://www.telcor.gob.ni/CNAF.asp>